

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	下水の水量及び水質の承認		
根 拠 法 令 名	大津市下水道条例 (昭和 43 年条例第 36 号)	(条項) 第 13 条第 1 項	
基 準 法 令 名	大津市下水道条例施行規程 (平成 30 年 3 月 1 日企業局管理規程第 1 号)	(条項) 第 12 条	
所 管 部 署	企業局	下水道施設課	業務管理グループ
標 準 処 理 期 間	14 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>下水の水量及び水質の承認に係る審査基準は、大津市下水道条例施行規程第 12 条に定める基準に適合することを基準とする。</p> <p>参 考 [根拠法令] 大津市下水道条例 (除害施設の設置等) 第 13 条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量及び水質が公営企業管理者の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 令第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 令第 9 条の 8 各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準</p> <p>(2) 温度 45 度未満</p> <p>(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 380 ミリグラム未満</p> <p>(4) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満</p> <p>(5) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満</p> <p>(6) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下(日間平均値 20 ミリグラム以下)</p> <p>(8) 沃素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム未満</p> <p>(9) 窒素含有量 ア 湖西処理区及び湖南中部処理区 1 リットルにつき日間平均値 60 ミリグラム未満 イ 大津処理区 1 リットルにつき日間平均値 40 ミリグラム未満 ウ 藤尾処理区 1 リットルにつき 240 ミリグラム未満</p>			

- (10) 燐含有量
 - ア 湖西処理区及び湖南中部処理区 1リットルにつき日間平均値 10 ミリグラム未満
 - イ 大津処理区 1リットルにつき日間平均値 5 ミリグラム未満
 - ウ 藤尾処理区 1リットルにつき 32 ミリグラム未満
- (11) ニッケル含有量（湖南中部処理区に限る。）1リットルにつき日間平均値 1 ミリグラム以下
- (12) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値
（平 12 条例 56・平 14 条例 20・平 21 条例 70・一部改正）

[基準法令]

大津市下水道条例施行規程

（汚水排除の承認に係る水量及び水質の基準）

第 12 条 条例第 13 条第 1 項ただし書の公営企業管理者の定める水量及び水質の基準は次のとおりとする。

(1) 湖西処理区及び湖南中部処理区

ア 水量 1 日の平均的な排水量が 10 立方メートル未満

イ 水質

(ア) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間で1,200 ミリグラム未満

(イ) 浮遊物質 1リットルにつき1,200 ミリグラム未満

(ウ) 窒素含有量 1リットルにつき日間平均値 120 ミリグラム未満

(エ) 燐含有量^{リン} 1リットルにつき日間平均値 20 ミリグラム未満

(2) 大津処理区

ア 水量 1 日の平均的な排水量が 10 立方メートル未満

イ 水質

(ア) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間で1,200 ミリグラム未満

(イ) 浮遊物質 1リットルにつき1,200 ミリグラム未満

(3) 藤尾処理区

ア 水量 1 日の平均的な排水量が 30 立方メートル未満

イ 水質

(ア) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間で1,200 ミリグラム未満

(イ) 浮遊物質 1リットルにつき1,200 ミリグラム未満

2 条例第 13 条第 1 項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、汚水排除承認申請書(様式第 13 号)を提出しなければならない。

3 公営企業管理者は、前項の申請により汚水の排除を承認したときは、汚水排除承認書(様式第 14 号)を交付する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。